



横浜税関



横浜税関について

1859年（安政6年）の開国とともに、長崎、横浜及び箱館（函館）の港に『運上所』が設けられ、運上事務（現在の税関業務）及び外交事務を取り扱うことになりました。これが税関の前身です。

その後、全国の運上所は1872年（明治5年）11月28日に『税関』と呼称が統一され、これに伴い、横浜税関が正式に誕生しました。横浜税関は運上所の時代から160余年もの間、我が国の貿易を支え、経済の健全な発展と安全・安心な国民生活の実現に寄与しています。



横浜税関の活動について

【ワシントン条約該当物品の一例】



税関では、国民生活の安全・安心を守り、我が国の経済・社会秩序を維持するため、覚醒剤・麻薬・銃器等の社会悪物品、爆発物等のテロ関連物資、偽ブランド・海賊版等の知的財産侵害物品、輸出入が規制されている絶滅の恐れがある野生動植物及びその製品などを水際で取締っています。

ワシントン条約で必要とされている「輸出許可書」を所持せず、ワシントン条約の対象となっている製品を日本に持ち帰り、日本の税関で輸入を差し止められるケースが多く発生しています。

これらの製品を衣類等に隠して、故意に税関に申告せずに日本に持ち込もうとする場合など悪質な事例については、密輸事案として関係法令に基づき、処罰されることがあります。

横浜税関の活動、手続き等につきましてはホームページをご参照願います。

横浜税関ホームページ：<https://www.customs.go.jp/yokohama/>